

公立大学法人横浜市立大学ハラスメントの防止に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学ハラスメントの防止に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、本学におけるハラスメントの発生を防止することを目的とし、ハラスメント防止に係る具体的な運用に関して必要事項を定めるものとする。

（ハラスメント防止委員会）

第2条 ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という）は、規程第5条に基づき、次の委員をもって組織し、常置とする。

- （1）理事である副学長
- （2）学群長
- （3）事務局長
- （4）副局長
- （5）医学・病院統括部長
- （6）附属市民総合医療センター管理部長
- （7）所属が異なる女性教員2名及び女性職員2名
- （8）その他、第4条に規定する防止委員会委員長が指名する者

2 前項第7号に規定する委員は、年度ごとに第4条に規定する防止委員会委員長が選任し、その任期は1年とする。

3 第1項第8号に規定する委員は、必要に応じて第4条に規定する防止委員会委員長が選任し、その任期は当該年度の末日までとする。

4 第1項第7号及び第8号に定める委員は、再任することができる。

（紛争解決担当者）

第3条 第11条及び第21条に規定するコーディネート委員会及び調査委員会の委員は、原則として次の各号に定める紛争解決担当者（以下、「担当者」という。）から選出する。

- （1）各学部長、各研究科長、各学群長及び各病院長
- （2）学術院各学群（研究科を含む）から推薦された教員各2名
- （3）附属2病院から推薦された職員各1名
- （4）企画総務部長、学務・教務部長、研究推進部長、医学・病院統括部長、附属市民総合医療センター管理部長、医学・病院統括部職員課長、市民総合医療センター管理部総務課長
- （5）その他、防止委員会が必要と認めた者若干名

- 2 担当者は第4条に規定する防止委員会委員長の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 担当者の任期は1年とする。ただし、担当者が欠けた場合における補欠の担当者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 担当者は、再任することができる。

(委員長)

第4条 防止委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、理事長が指名する副学長とする。
- 3 委員長の任期は1年とし、再任することができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名したものが、その職務を代理する。
- 5 委員長は、防止委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長は次の各号に規定する事項について急施を要する場合には事務局と協議の上決定することができる。この場合、委員長は決定した事項について速やかに防止委員会に報告するものとする。
 - (1) 第11条に定めるコーディネート委員会を構成する委員の決定
 - (2) コーディネートにおける調整委員による対応の可否
 - (3) 第21条に定める調査委員会委員数の決定
 - (4) 調査委員会を構成する委員の決定
 - (5) その他案件の迅速な解決のため緊急かつやむを得ないと認められる事項

(会議)

第5条 委員長は、防止委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 防止委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 規程第9条第2項、第11条第3項及び本要綱第24条第2項及び第28条第2項を議決する場合は、委員の3分の2以上が出席し、出席した委員の4分の3以上の賛成によって決する。
- 5 防止委員会は、必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。
- 6 その他、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が防止委員会に諮って定める。

(窓口委員)

第6条 窓口委員は、規程第8条に基づき、次に定めるところにより構成され、防止委員会

が選考し、理事長が委嘱する。

- (1) 学術院各学群（研究科を含む）に所属する教員各2名、各病院に所属する教員各1名
- (2) 金沢八景キャンパス及び各病院（福浦キャンパスを含む）に所属する職員各2名
- (3) 保健管理センター職員
- (4) その他防止委員会が必要と認めた者若干名

2 防止委員会は、前項第2号の規定により窓口委員を選考するにあたっては、男女の比率が適正になるように配慮しなければならない。

(任期)

第7条 窓口委員の任期は1年とする。ただし、窓口委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(氏名等の公示)

第8条 窓口委員の氏名、所属、連絡用電話番号、電子メールアドレス等を本学のWEBサイト等に公示するものとする。

(相談)

第9条 窓口委員は、当事者が申し込む形で相談を直接受け付けるものとする。

2 窓口委員は、相談の申込みを受け付けた場合、必要に応じて面談等を行い、相談者の意思を確認するものとする。

(報告)

第10条 前条の規定による相談を行った場合、当事者の意向を把握したうえで、遅滞なく、防止委員会に報告しなければならない。

(コーディネート委員会)

第11条 コーディネート委員会は、規程第10条に基づき、第4条に規定する防止委員会委員長が指名する3名の担当者をもって構成する。この場合において、コーディネート委員会の委員は、当該事案に関係する者を含まないものとする。

- 2 コーディネート委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、コーディネート委員会を招集し、コーディネートの進行を統括する。
- 4 コーディネート委員会は第4条の規定に基づき委員の中から調整委員を選任することができる。
- 5 前項で選任された調整委員は第14条に規定するコーディネート手続きを行うことができる。この場合、コーディネート委員会は調整委員を支援するとともに、解決に向けた調整

に協力する。

- 6 その他、コーディネート委員会の構成および運営に関して必要な事項は防止委員会が定める。

(コーディネートの依頼等)

第12条 コーディネートの依頼は、相談者が窓口委員に対して書面により行うものとする。

- 2 コーディネートの依頼を受け付けた窓口委員から報告を受けた事務局は、遅滞なく、防止委員会に報告しなければならない。

- 3 前項の規定によりコーディネートの依頼の報告を受けた防止委員会は、すみやかにコーディネート委員会を設置し、これに必要な手続きを行うよう指示しなければならない。

(コーディネートの開始等)

第13条 前条の規定により設置されたコーディネート委員会は、すみやかにコーディネートの手続に入らねばならない。ただし、事案が性質上コーディネートをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的で濫りにコーディネートの依頼をしたと認めるときは、防止委員会の議を経て、コーディネートの延期又は拒否を決定することができる。

- 2 規程第11条に規定する被害申し立てにより調査委員会の調査手続きが開始された場合、その手続きが終了するまでの間、コーディネートは行わないものとする。
- 3 コーディネート委員会は、第1項ただし書の定めるところによりコーディネートを延期又は拒否する場合には、その理由を付して、当事者に通知しなければならない。

(手続)

第14条 コーディネート委員会は、必要と認めたときは、当事者及びその他の関係人に対し出席を求め、事情の説明、意見等を求めることができる。

- 2 コーディネート委員会は、前項の規定により当事者から意見の聴取等を行う場合に必要と認めるときは、当事者からの申し出により、補佐人の出席を若干名認めることができる。
- 3 コーディネート委員会は、必要と認めるときは、コーディネートの手続の開始前、またはコーディネートの手続の途中において、当事者及びその他の関係人に対して、コーディネートの内容たる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為の制限その他コーディネートのために必要とみとめる措置をとることを勧告することができる。
- 4 防止委員会は、当事者がコーディネートに係る事案につき訴訟を提起した場合には、コーディネート委員会に対して、当該コーディネートの手続を一時的に停止するように指示することができる。

(コーディネート進行上の注意義務)

第15条 コーディネート委員会及び委員は、コーディネートを進めるにあたって次に定める

事項に注意しなければならない。

- (1) 当事者間において、意思の疎通が図られること、及びハラスメントについての認識が深められることを基本目標とすること
- (2) 委員会として、又は委員として、当事者の意思を無視して、特定の解決策を押し付けないこと
- (3) コーディネートにあたって、当事者に対し精神的抑圧を不当に与えるような言動、又は事実の隠蔽につながるような言動を行なわないこと

(委員の交替等)

第16条 委員が前条第2号または第3号の規定に違反する行為を行った場合には、当事者は、防止委員会に対して、当該委員の交替を書面により申し出ることができる。

2 前項の規定に基づき、委員の交替の申し出があった場合には、防止委員会は、交替の要否を検討し、交替の必要を認めたときは、すみやかに代わりの委員を選出しなければならない。

(コーディネートの終了)

第17条 コーディネートは、次の各号に定める場合に終了する。

- (1) 当事者間で合意が成立し、コーディネート委員会がそれを確認したとき
- (2) 当事者の一方がコーディネートの打ち切りを申し出たとき
- (3) コーディネート委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるとき
- (4) 申し立て人が調査の進行を妨げる行為等を行ったとき

2 前項第2号又は第3号に規定する事由によりコーディネートが終了したときは、コーディネート委員会は、すみやかに、当事者にその旨通知する。

(コーディネート終了の報告)

第18条 コーディネート委員会は、コーディネートが終了したときは、防止委員会に経過および結果を文書により報告するものとする。

2 コーディネート委員会は、当事者間での合意の成立に際して大学がとるべき措置がある場合には、防止委員会に対して、その旨報告しなければならない。

(委員会の非公開)

第19条 コーディネート委員会の行うコーディネートの経過は、公開しない。

(自主的な問題解決)

第20条 コーディネートにおいて、当事者が、双方の合意により、自主的に問題の解決を図ることを妨げるものではない。

(調査委員会)

第21条 調査委員会は、規程第12条に基づき、次の各号のとおり構成する。

- (1) 調査委員会は原則として第4条に規定する防止委員会委員長が指名する3名の担当者をもって組織する。この場合において、調査委員会の委員は、窓口委員又はコーディネート委員として当該事案を担当したものを含まないものとする。また、3名の委員のうち1名を、担当者の中から選出された委員に代えて第4条に規定する防止委員会委員長が指名する教職員または弁護士等外部の専門家とすることができる。
- (2) 案件の性質等により必要と認められる場合、第4条に規定する防止委員会委員長が指名する5名の担当者をもって組織することができる。この場合において、調査委員会の委員は、窓口委員又はコーディネート委員として当該事案を担当したものを含まないものとする。また、5名の委員のうち2名までを、担当者の中から選出された委員に代えて第4条に規定する防止委員会委員長が指名する教職員とすることができる。なお、そのうちの1名を、弁護士等外部の専門家とすることができる。

- 2 第4条に規定する防止委員会委員長は、前項の規定により委員を指名するにあたっては、男女の比率が適正になるように配慮しなければならない。
- 3 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。
- 4 委員は、原則として、他の事案を扱う調査委員会の委員を兼任することはできない。

(組織)

第22条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。ただし、担当者の中から選出された委員以外の委員は対象外とする。

- 2 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した、担当者の中から選出された調査委員が、その職務を代理する。
- 3 委員長は、調査委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 5 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 調査委員会は、必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。
- 7 その他、会議の運営について必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

(被害申し立て等)

第23条 被害申し立ては、相談者が窓口委員に対して書面により行うものとする。

- 2 被害申し立てを受け付けた窓口委員から報告を受けた事務局は、遅滞なく、防止委員会

に報告しなければならない。

(調査の開始)

第24条 前条第2項の規定により報告を受けた防止委員会は、すみやかに調査委員会を設置し、これに必要な調査を行うように指示しなければならない。ただし、事案が性質上調査をするのに適当でないと認めるとき、又は申し立て人が不当な目的で濫りに被害申し立てをしたと認めるときは、調査委員会の設置の延期又は拒否を決定することができる。

2 防止委員会は、前項ただし書の定めるところにより調査委員会の設置の延期又は拒否を行う場合には、その理由を付して、申し立て人に通知しなければならない。

(調査の方法)

第25条 調査委員会は、次の事項を行う。

- (1) 当事者及びその他の関係人から事情を聴取すること
- (2) その他、当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項

(調査の期日)

第26条 調査委員会は、第24条第1項に規定する防止委員会からの指示を受けた日の翌日から起算して60日以内に、ハラスメントの事実関係の調査を終えなければならない。

2 調査委員会は、やむを得ない事由により、前項に規定する期間内に調査を完了することができない場合には、その期間を延長することができる。この場合において、調査委員会は、防止委員会に対して、延長の理由及び調査が完了する時期を、遅滞なく、報告しなければならない。

(調査の終了)

第27条 調査は次の各号の場合に終了する。

- (1) 調査委員会の調査が完了したとき
- (2) 申し立て人が調査の打ち切りを申し出たとき
- (3) 申し立て人が調査の進行を妨げる行為等を行ったとき
- (4) 調査委員会が、前条第2項の規定により期間延長を行っても調査を完了する見込がないと認定したとき

2 前項第4号の事由により調査を終了する場合には、防止委員会の議を経なければならぬ。

(調査結果の報告)

第28条 前条の規定により調査が終了した場合には、調査委員会は、遅滞なく、防止委員会に経過及び結果を文書により報告しなければならない。

2 防止委員会は、前項に規定する報告を受けた場合、その内容を検討、整理したうえ、理

事長に報告するとともに、当該事案の解決のためにとるべき措置があるときは、これを理事長に建議するものとする。

3 防止委員会は、第1項に規定する報告を受けた場合、その内容を検討、整理したうえ、申し立て人等当事者に説明するものとする。

(教職員の義務)

第29条 教職員は、調査委員会の調査が公正かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

(準用)

第30条 第14条、第15条第2号及び第3号、第16条、第19条並びに第20条の規定は、調査委員会に準用する。

この場合において、「コーディネート委員会」にあっては「調査委員会」と、「コーディネート」にあっては「調査」と、第16条第1項の「当事者」にあっては「申し立て人」と読み替えるものとする。

(ハラスメント防止活動責任者)

第31条 ハラスメント防止活動責任者を次のとおり置く。

(1) 八景キャンパス、鶴見キャンパス、舞岡キャンパスにおいては、国際総合科学群長及び企画総務部長とし、事務局は人事課とする。

(2) 福浦キャンパスにおいては、医学群長及び医学・病院統括部長とし、事務局は職員課とする。

(3) 附属病院においては、病院長及び医学・病院統括部長とし、事務局は職員課とする。

(4) 附属市民総合医療センターにおいては、病院長及び管理部長とし、事務局は総務課とする。

2 ハラスメント防止活動責任者は、ハラスメント防止委員会委員や窓口委員と協力して、研修等の防止活動を推進する。

(ハラスメント防止活動推進者)

第32条 ハラスメント防止活動推進者は各所属長及び教員管理職とし、ハラスメント防止に係る教職員への日常的な指導及び働きかけを行う。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。